

第217回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 個別報告事項</p> <p>報告案件1 子育て応援サイト・アプリについて</p> <p>報告案件2 生活保護事務における医療扶助のオンライン資格確認等システムの委託について</p> <p>報告案件3 個人情報漏えい事故の公表範囲について</p> <p>(2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託（条例第5条第1項第1号）（172件））</p> <p>(3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除</p> <p>ア 個人情報取扱事務開始届出書（23件）</p> <p>イ 個人情報取扱事務変更届出書（26件）</p> <p>ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（19件）</p> <p>エ 個人情報ファイル簿変更報告書（3件）</p> <p>オ 個人情報ファイル簿削除報告書（3件）</p> <p>(4) 横浜市会報告資料（横浜市会個人情報の保護に関する条例第52条第2項）</p> <p>ア 個人情報取扱事務の委託（4件）</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和6年5月7日記者発表分まで）</p> <p>(2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和6年5月29日（水）午後2時から午後4時まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと6・7</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、永井委員、三品委員、吉田委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>なし</p>
<p>事務局</p>	<p>三島市民情報室長ほか</p>
<p>開催形態</p>	<p>一部非公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<p>報告事項及びその他について、了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第217回横浜市個人情報保護審議会を開始します。審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、委員9名全員に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。はじめに、第216回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ</p>

ば、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(中村会長) それでは、承認といたします。

2 報告事項

(1) 個別説明事項

報告案件1 子育て応援サイト・アプリについて（こども青少年局企画調整課）

(中村会長) 次に、「2 報告事項」の(1)個別報告事項の説明を行います。最初に、報告案件1「子育て応援サイト・アプリについて」の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明のありました、報告案件1に関する横浜市が講じる安全管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(後藤委員) 取り扱う個人情報の件数は、「20万件を想定」とあります。子育て中の方とその子とで、このぐらいの人数の情報が入っているという想定ですか。

(所管課) まずは未就学児から小学生に関する情報が入ってくると想定しています。出生数が1年に2万3千人から2万5千人ぐらいです。100%入るとは想定していない中で、目安として20万程度としています。

(後藤委員) 事業が継続すると、子育てが終わった方や市外へ転出した方の情報も蓄積されていきます。そのような情報の管理は大変ですが、何か対策を検討していますか。

(所管課) 数箇月ログインがないものは、同意を得た上で削除しようと考えています。

(後藤委員) 削除は非常に重要なので確認しました。安心しました。

(大谷委員) アプリは非常に便利そうですが、本人確認はどのように行いますか。

(所管課) 現在、デジタル庁がマイナンバーカードの署名機能を活用した本人確認アプリを開発しています。児童手当に関しては、それと連携をする予定です。

(大谷委員) せっかく公的認証があるのに、使わない自治体が多いと聞いていました。是非活用して安全安心に子育てアプリを使用してもらおうのいいと思います。

(所管課) 申請行為に対しての本人性を確認するためにマイナンバーカードを使うもので、初回ログイン時にマイナンバーで本人確認するものではありません。

(大谷委員) ミニマイズされた使い方なので、より望ましいと思います。

(中村会長) 7ページの安全管理措置報告書中「7 個人情報保護に関する研修・教育」で、「毎日ミニテストを実施」とあります。珍しいと思いますが、どんなテストを実施しますか。

(所管課) ここは、受託者が実施しているものをそのまま記載しました。職員と同様、個人情報保護に関してしっかりと研修していると聞いていますが、ミニテスト自体がどういうものか把握していません。

(中村会長) それでは、他に御質問等なければ、報告案件1については、報告資料

のとおり進めていただくということでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) 御報告ありがとうございました。

報告案件2 生活保護事務における医療扶助のオンライン資格確認等システムの委託について (健康福祉局生活支援課)

(中村会長) 次に、報告案件2「生活保護事務における医療扶助のオンライン資格確認等システムの委託について」の御説明をお願いします。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明のありました、報告案件2に関する横浜市が講じる安全管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 17ページの安全管理措置報告書中「5 個人情報保護関連資格」に何も該当がありません。オンライン資格確認や高度なデータ処理をしているのに、第三者による認証を何も受けていないのはいかがでしょうか。同じような仕事をしている国保では、中央会も各都道府県の連合会もI SMSを取っています。

(事務局) 確かに、システム導入を各自治体に求めるのであれば、しっかりした体制を取ってもらいたいですね。

(大谷委員) 18ページの安全管理措置報告書中「10 (5) 個人情報の廃棄方法」について、ハードディスクの物理的破壊はこれでいいですが、実際の保管場所はクラウド上のAWSのサーバーを使います。AWSに確認した結果がそうなっていると理解していいですか。それとも、授受に当たり、ほかに可搬性記憶媒体を使う可能性がありますか。

(所管課) 確認します。

(大谷委員) 可搬性記憶媒体を使うかどうかについてだけでも教えてください。

(所管課) 基本的には使わないものだと思っています。

(大谷委員) 一旦クラウド環境に置かれれば、システム間の移動に可搬性記憶媒体を使うことはなく、あったとしても、医療機関内でのやりとりに使うかもしれないという程度の認識で大丈夫ですね。

(所管課) そうですね。

(中村会長) 受給者がマイナンバーカードを持っていないこともあり得ます。そのような場合は、従前の方式で医療券等の送付を行うということでしょうか。

(所管課) マイナンバーカードを持っていない人には少しの間、医療券送付を継続しますが、データは既に病院に渡っているので、後で病院が情報を確認できるのがこのシステムの仕組みです。

(中村会長) 受給者から申請があった時点で、マイナンバーカードを持っているかどうかの確認はするということですか。

(所管課) 医療券を発券する時点で、マイナンバーカードを持っているかの確認をします。マイナンバーカードを利用する場合、病院に医療券を送らない運用です。

(中村会長) 受託者の個人情報保護関連資格がないことについて、保護体制をしっかり取って欲しいというのはありますが、これは横浜市に対するアドバイスと

いうよりは、国が考える必要のある問題ですので、報告案件2については、報告資料のとおり進めていただくということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) 御報告ありがとうございました。

2 報告事項 (2) (3) (4)

3 その他

(中村会長) 個別説明事項報告案件3の「個人情報漏えい事故の公表範囲について」は、個人情報保護の観点から非公開とする関係上、本日の最後に報告を行うことにします。次に、順番が前後しますが、「2 報告事項 (2)、(3)、(4)」、「3 その他」についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 別冊3の35ページと37ページに、山王台小学校の個別教育支援計画の誤交付が2件あります。同日に2件起こったのではないですか。

(事務局) 同日です。

(加島委員) 経過と時間を見てください。35ページで、22日に最初の事故があり、18時30分に回収しています。その同時刻に37ページの誤封入があり、翌日の午前9時に児童に渡しています。一つ目の事故が起きた時点で職員を集めて総点検していれば、翌朝の誤交付はなかったのではないかと思います。少なくとも37ページの事故は防げたと思います。事故を減らすためにはそういうことも大切だと思います。

(事務局) そのとおりだと思います。本件とは異なる事故ですが、青葉区における介護保険関係書類の誤廃棄事故では、誤廃棄の量が多く、また、どの職場でも起こり得るものでしたので、保存中の文書を総点検するよう指示を出しました。誤った廃棄年度のものを箱詰めしていないか、誤って捨ててしまっているものがないかを点検中です。山王台小学校については、そこまでは行き届いていませんでしたが、一つの事故の教訓を他にどう活かしていくかが、再発防止のために重要だと思います。

(吉田委員) 56ページにある「横浜市地域子育て支援拠点サイト」で、氏名が公表された件について、同じようにプログラムミスがあり、さらに深刻な個人情報の漏えいがあった場合はどのようにカバーされるのでしょうか。開発者との間に、損害賠償請求の約定があるのでしょうか。

(事務局) 損害賠償額の予定の条項はありません。今回は、会員の氏名だけだったので賠償請求等はありませんが、あった場合には、「委託のミスによってトラブルが発生した場合には誠意を持って対応する」旨の条項があるので、その条項等に基づき、過失割合等を含めて協議していくことになると思います。

(吉田委員) 損害賠償請求はあり得ることなのでしょうか。

(事務局) 慰謝料等を請求されることは十分あり得ると思いますので、その帰責が委託業者にあるのであれば、請求していくことになると考えています。

(吉田委員) トラブルがあったときのために、損害賠償請求の約定も検討してくだ

さい。

(中村会長) 別冊3の漏えい事故報告の一覧を見ていると、教育委員会に絡む漏えい事故が非常に多く目立ちます。何か理由がありますか。

(事務局) 教育委員会と健康福祉局の事故は毎年多い傾向です。特に4月は異動、転入等もあり、不慣れな事務であることからミスが発生します。その毎年の傾向を引き継いでしまっていると考えています。

(中村会長) 第三者評価委員会でも教育委員会事務局への訪問を検討してもらったほうがいいのかと思います。

(事務局) 学校には昨年度訪問しましたが、教育委員会事務局については今後検討します。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、了承といたします。

(中村会長) 続きまして、第三者評価委員会の委員及び委員長の指名に移ります。

第三者評価委員会委員の指名等について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 審議会の部会である「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」は、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条第4項の規定により、審議会の委員1名以上及び専門委員をもって組織すること、横浜市個人情報保護審議会規則第5条の規定により、審議会会長が委員及び委員長を指名することとなっています。第三者評価委員会委員予定者の名簿をお配りしております。

加島(かじま) 保路(やすみち) 委員

齋藤(さいとう) 宙也(ちゅうや) 委員

鈴木(すずき) 竜太(りゅうた) 委員

砂川(すなかわ) 佳子(よしこ) 委員

寺田(てらだ) 麻佑(まゆ) 委員

松(まつ) 美奈子(みなこ) 委員

以上6名の方々です。

(中村会長) ただいま事務局から説明がありましたが、会長指名ということですので、私から指名させていただきます。それでは、6名の方々を規則第5条第1項の規定に基づき、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の委員として指名します。次に、規則第5条第2項の規定に基づき、第三者評価委員会の委員長を指名します。委員会からは審議会への調査報告等をしていただく必要がありますので、審議会の委員となる加島委員に引き続きお願いします。

2 報告事項

(1) 個別説明事項

報告案件3 個人情報漏えい事故の公表範囲について【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき非公開】

(中村会長) それでは、「2 報告事項」の(1)に戻ります。個別報告案件3「個人情報漏えい事故の公表範囲について」の報告を行います。なお、個人情報保護の観点から、これ以降は非公開といたします。それでは、まずは事務局から

本日の報告の趣旨について、御説明をお願いします。

(事務局) 本市では、横浜市における個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱第 18 条第 6 項により、個人情報の漏えい事故が起こった場合には、公表するものとしています。しかし、公表することがふさわしくない場合も考えられることから、要綱第 19 条で例外について定めており、非公表とする場合は、審議会に当該漏えい等の概要等を報告することとなっております。今回、同条による取扱いが必要と思われる事案が発生したため、報告いたします。事故原因や再発防止策のほか、非公表とすることについての御意見もいただければと思います。それでは、内容につきまして、業務所管課から御説明いたします。

(所管課) <要綱第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する具体的なおそれがあると認められるため、事案の全部を非公表とすることを、資料により説明>

<以下は委員から意見等の要旨>

- ・三品委員から、警察から実害がないと判断されている状況で、横浜市が考える具体的なおそれについて確認があった。
- ・板垣委員から、ミスの公表は、行政の適正な運営のために重要なことではあると思うが、被害者の方々が置かれている状況や、公表を望んでいないことを考えれば、今回は公表しないとする取扱いも仕方ないという意見があった。
- ・大谷委員から、本来公表すべきミスであることは間違いないが、今回は被害者の方々の不安に寄り添った対応が必要で、第 2 号に該当し公表すべきでないという意見があった。
- ・中村会長から、第 1 号は「生命、身体又は財産」という重要な権利利益、第 2 号は「生活の平穏が著しく害されるおそれ」ということで、侵害の程度が大きい場合に非公表事由としていることを考えると、第 3 号の「その他特定の者の権利利益が侵害されるおそれ」に該当するのは、第 1 号や第 2 号に該当するような事案に匹敵する場合に限定するのが相当であるという意見があった。
- ・後藤委員から、第 2 号に該当するため、非公表にすべきだという意見があった。
- ・鈴木委員から、収集した個人情報に市が求めている情報以上の項目が含まれていたことから、不要な収集はしないよう指摘があった。
- ・本案件は要綱第 19 条第 1 項第 2 号に該当するおそれがあるため、事案の全部を非公表とすることは妥当である旨を審議会の意見とした。

(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 次回の日程は、令和 6 年 6 月 26 日水曜日の、午後 2 時から、本日と同じく WEB 会議での開催となります。接続の確認のため、開始の 15 分前には、WEB 会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【閉 会】

資 料

1 資料

特記事項	(1) 第217回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第217回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は令和6年6月26日(水)午後2時からWEB会議の方法により開催予定
------	--

本会議録は令和6年6月26日第218回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。